

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

平成29年11月13日

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について、江戸川区土木部にて、下記のとおり実施致しますので、お知らせいたします。

詳細については、江戸川区土木部計画調整課調整係（直通：03 - 5662 - 1885）までお問い合わせください。

### 記

- 1．内容：「別紙：デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」のとおり。
- 2．適用：平成29年11月13日以降に適用する。

平成29年11月13日  
土 木 部

## デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

### 1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。電子黑板の導入により、現場撮影の省力化、写真整理の効率化に加え、工事写真の改ざん防止等が可能となり、受発注者双方の業務の効率化を図ることができる。

### 2 適用・対象工事について

江戸川区土木部が施行する工事に適用する。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3 必要な機器の導入について

- (1) 導入に必要な機器及びソフトウェア等は、受注者が選定し、調達する。
- (2) 調達する機器及びソフトウェア等については、工事記録写真撮影基準(東京都建設局)第9 に示す項目を電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用していること。(参考1参照)

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。(参考2参照)

(参考1)「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

(参考2)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

- (3) 機器及びソフトウェア等の導入に係る費用は、建築工事、建築設備工事等については現場管理費、土木工事、土木設備工事については技術管理費に含まれるものとする。

なお、機器及びソフトウェア等の導入に係る費用とは、電子黒板の実施に必要な機器、ソフトウェア及びチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの電算使用料等を指す。

#### 4 小黒板情報の電子的記入の取扱いについて

小黒板情報の電子的記入の取扱いは、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）による。なお、3(2)を満たすことにより、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）で規定されている画像編集には該当しないこととする。

#### 5 電子納品について

(1) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の電子納品については、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトとする。

(2) 受注者が JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等（参考3参照）を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出することとする。

（参考3）「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

#### 6 監督員との協議について

上記1.から5.の事項及びその他の事項について、詳細は監督員との協議による。

#### 7 特記仕様書への記載例

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成する。

##### 【特記仕様書記載例】

##### 1. デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、次の全てを実施すること。

##### ア 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使

用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト  
（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

#### イ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）で規定されている画像編集には該当しない。

## 2. 電子納品について

(1) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を管理したビューアソフトは電子データで提出すること。

(2) 受注者は、JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。なお、提出された結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>